サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会規約

# (名称)

第1条 本会は「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討 会」(以下、「検討会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 検討会は、地域包括ケアシステムの構築等に向け、サービス付き高齢 者向け住宅の質の向上や適正立地など、時代のニーズに即応した施策の徹底 した見直しについて検討を行うことを目的とする。

## (委員の任命)

第3条 検討会の委員は、高齢者向け住宅やまちづくりに精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

# (会議)

- 第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員の互選によって決定する。
- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 検討会の議事は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、公開とすることができる。
- 5 検討会の議事概要については、委員に確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 6 検討会の資料については、座長に確認の上、公開とする。ただし、座長が 必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

# (事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局安心居住推進課に置く。

#### (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。